

平成 25 年 9 月 30 日  
こども家庭部子育て支援課

練馬区次世代育成支援行動計画の実施状況について

1 次世代育成支援行動計画の評価の必要性

子ども・子育て支援新制度に係る国の基本指針に基づき、「練馬区子ども・子育て支援事業計画」については、「練馬区次世代育成支援行動計画」の実施状況等の分析・評価を踏まえて策定することが必要となっている。

2 練馬区次世代育成支援行動計画のこれまでの取組状況

練馬区では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「練馬区次世代育成支援行動計画」の前期計画（平成 17 年度～21 年度）および後期計画（平成 22 年度～26 年度）を定め、取組を推進している。

※後期実施計画の平成 24 年度実施状況は資料 7 - 2 のとおり。

3 評価対象事業として国から示されている項目

次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、各区市町村において定めることとされている計画であり、全国共通で取組を推進していくために、国が定量的な目標設定が期待される項目として、「後期行動計画策定の手引き」において、「全国共通で設定が期待される事業項目と設定方法」として次の 12 事業を提示している。

事業名	目標単位
①通常保育事業	人
②特定保育事業	か所
③延長保育事業	か所
④夜間保育事業	か所
⑤トワイライトステイ事業	か所
⑥休日保育事業	か所、人
⑦病児・病後児保育事業	か所、日数
⑧放課後児童健全育成事業	か所、人
⑨地域子育て支援拠点事業	か所
⑩一時預かり事業	か所、日数
⑪ショートステイ事業	か所
⑫ファミリーサポートセンター事業	か所

※評価対象事業として示されている項目は、子ども・子育て支援事業計画の対象事業とほぼ一致している。

練馬区次世代育成支援行動計画において、国が評価対象事業として示している事業に相当する事業の実施状況は別紙のとおり。